

## 富山大学大学院医学薬学教育部規則

平成18年4月1日制定	平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正	平成22年6月22日改正
平成23年6月3日改正	平成24年4月1日改正
平成24年10月1日改正	平成25年4月1日改正
平成25年4月18日改正	平成26年3月7日改正
平成26年4月23日改正	平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正	平成29年4月1日改正
平成30年4月1日改正	平成31年2月27日改正
令和元年9月27日改正	令和2年3月25日改正
令和2年9月1日改正	令和2年10月1日改正
令和2年10月28日改正	

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、富山大学大学院医学薬学教育部（以下「教育部」という。）における人材養成及び教育研究上の目的並びに教育部の教育課程、履修方法及び成績評価の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (人材養成等の目的)

第1条の2 教育部では、医学、看護学及び薬学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度医療専門職業人又は教育研究者としての人材を育成することを目的とする。

- 2 修士課程医学領域医科学専攻では、医学・医療に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育し、医学・医療分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 3 博士前期課程医学領域看護学専攻では、現代社会の多様な要請に応えるために、これまでに蓄積された看護学をはじめとする諸科学の成果を活用して、保健・医療・福祉の分野で高度な専門性をもって活躍できる高度医療専門職業人又は教育研究者を育成することを目的とする。
- 4 博士前期課程薬学領域薬科学専攻では、医学・薬学の協同体制を基盤とし、さらに和漢薬を通じて東西医療科学を総合した特色ある教育研究を指向するもので、幅広い知識に支えられた高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する教育研究者としての人材を育成することを目的とする。
- 5 博士課程生命・臨床医学専攻では、各臓器の基礎的研究、障害発症や疾病の原因解明及び治療・予防法に関して総合的に教育研究を行い、さらに、基礎研究と臨床応用の橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの展開を行える人材を育成することを目的とする。
- 6 博士課程東西統合医学専攻では、西洋医学の最先端の技術を用いた東洋医学の効果と作用機構の解明等の研究を通して、東洋医学と西洋医学の両方の知識

を備え世界の医学・医療をリードできる複眼的人材を育成することを目的とする。

- 7 博士後期課程看護学専攻では、豊かで幅広い学識と高度な問題解決能力を有する人材育成を目指し、看護の教育・研究基盤を確立するため、知の統合・創生と実践を改革・開発・創造でき、国内外の生活文化に貢献しうる実践的研究者を育成することを目的とする。
- 8 博士課程薬学専攻では、臨床薬学を中心とした最先端の教育・研究と和漢医薬学関連の教育を実施し、臨床薬学を中心とした薬学領域の教育・研究者、治験を指導できる人材、チーム医療の立場から、高度な薬剤師業務を実践できる高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 9 博士後期課程薬科学専攻では、領域横断的な最先端創薬に関する教育・研究と和漢医薬学及び臨床薬学に関する教育を実施し、得られた知識と技術を応用して創薬科学等をはじめとする薬学関連領域において活躍できる研究者・技術者を養成することを目的とする。

(教員組織)

第2条 教育部の各専攻に別表第1に掲げる教員組織を置く。

(授業科目及び単位数)

第3条 教育部における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行い、その授業科目及び単位数は、修士課程については別表第2、博士前期課程については別表第3及び別表第4、博士課程については別表第5から別表第6、別表第10及び別表第11、博士後期課程については別表第9及び別表第12のとおりとする。

(指導教員)

第4条 富山大学大学院医学薬学教育部長(以下「教育部長」という。)は、修士課程の医学領域医科学専攻及び博士前期課程の医学領域看護学専攻の学生の授業科目の履修及び研究等を指導するために、富山大学大学院医学薬学教育部教授会修士課程医学領域系部会(以下「修士医学領域系部会」という。)の意見を聴いて、学生ごとに、医科学専攻にあつては指導教員、看護学専攻にあつては主指導教員及び副指導教員をそれぞれ定めるものとする。

2 教育部長は、博士前期課程の薬学領域薬科学専攻の学生の授業科目の履修及び研究等を指導するために、富山大学大学院医学薬学教育部教授会修士課程薬学領域部会(以下「修士薬学領域部会」という。)の意見を聴いて、学生ごとに、指導教員をそれぞれ定めるものとする。

3 教育部長は、博士課程又は博士後期課程の学生の授業科目の履修及び研究等を指導するために、富山大学大学院医学薬学教育部教授会博士課程部会(医学系)(以下「博士医学系部会」という。)、富山大学大学院医学薬学教育部教授会博士課程部会(看護学系)(以下「博士看護学系部会」という。)又は富山大学大学院医学薬学教育部教授会博士課程部会(薬学系)(以下「博士薬学部会」という。)の意見を聴いて、学生ごとに、主指導教員及び副指導教員(以下、指導教員、主指導教員及び副指導教員を総称して「指導教員」という。)をそれぞれ定めるものとする。

(履修方法)

第5条 修士課程医科学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、必修科目を23単位、選択科目を7単位以上の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。

2 前項において、指導教員が教育上必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科及

- び他の教育部の授業科目を指定して履修させることができる。
- 3 博士前期課程看護学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、次の各号に掲げる授業科目のいずれかを修得しなければならない。
    - (1) 研究者コースにあつては、共通科目及び所属する分野以外の看護学特論Ⅰ，看護学特論Ⅱ及び看護学特論Ⅲの中から16単位以上，所属する分野の看護学特論Ⅰ，看護学特論Ⅱ及び看護学特論Ⅲの中から2単位以上，看護学演習4単位及び看護学特別研究8単位の計30単位以上の授業科目
    - (2) 母子看護学分野母性看護CNSコースにあつては，所定の共通科目を14単位以上及び母子看護学分野の所定の授業科目32単位の計46単位以上の授業科目
    - (3) がん看護学分野がん看護CNSコースにあつては，所定の共通科目を14単位以上，成人看護学分野の所定の授業科目2単位及びがん看護学分野の所定の授業科目30単位の計46単位以上の授業科目
  - 4 前項において，指導教員が教育上必要と認めた場合には，他の専攻，他の研究科及び他の教育部の授業科目を指定して履修させることができる。
  - 5 博士前期課程薬科学専攻の学生は，研究指導を受けるとともに，講義である授業科目を10単位以上，薬学演習6単位及び薬科学特別研究14単位の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。
  - 6 前項において，指導教員が教育上必要と認めた場合には，他の研究科及び他の教育部の授業科目又は，薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。なお，薬学部の授業科目を除き，これを博士前期課程において修得した単位とすることができるものとする。
  - 7 博士課程生命・臨床医学専攻及び東西統合医学専攻の学生は，研究指導を受けるとともに，必修科目を22単位及び選択科目を8単位以上（所属する専攻の授業科目から4単位以上，所属する専攻以外の専攻の授業科目から2単位以上，及び大学院生命融合科学教育部又は理工学教育部（以下「他の教育部」という。）の授業科目から2単位以上）の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。
  - 8 前項において，指導教員が教育上必要と認めた場合には，他の専攻，他の研究科及び他の教育部の授業科目を指定して履修させることができる。
  - 9 博士課程生命・臨床医学専攻及び東西統合医学専攻の多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン（以下，「北信がんプロ」という。）高齢がん患者対策専門コースを履修する学生は，研究指導を受けるとともに，必修科目を26単位及び選択科目を8単位以上の計34単位以上を修得しなければならない。
  - 10 博士課程生命・臨床医学専攻の認知症チーム医療リーダー養成コースを履修する学生は，研究指導を受けるとともに，必修科目を22単位及び選択科目を8単位以上の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。
  - 11 博士後期課程看護学専攻の学生は，研究指導を受けるとともに，必修科目を16単位，講義である授業科目を2単位以上及び演習科目を4単位の計22単位以上の授業科目を修得しなければならない。
  - 12 前項において，指導教員が教育上必要と認めた場合には，他の専攻，他の研究科，他の教育部の授業科目及び博士前期課程看護学専攻の授業科目を指定して履修させることができる。
  - 13 博士課程薬学専攻の学生は，研究指導を受けるとともに，必修科目を22単位，所属する専攻の選択科目を4単位以上，博士前期課程薬科学専攻の選択科

目又は北信がんプロにおいて定められた授業科目から4単位以上の計30単位以上を修得しなければならない。

- 14 前項において、指導教員が教育上必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科及び他の教育部の授業科目又は、薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。なお、薬学部の授業科目を除き、これを博士課程薬学専攻において修得した単位とすることができるものとする。
- 15 博士課程薬学専攻の北信がんプロ高齢化した地域医療を個別化医療で支えることができる高度薬剤師養成コースを履修する学生は、研究指導を受けるとともに、北信がんプロにおいて定められた授業科目を6単位以上修得し、かつ、第13項に定める修了要件を充たさなければならない。
- 16 博士後期課程薬科学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、必修科目を18単位及び所属する専攻の選択科目を2単位以上の計20単位以上の授業科目を修得しなければならない。
- 17 前項において、指導教員が教育上必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科及び他の教育部の授業科目又は、薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。なお、薬学部の授業科目を除き、これを博士後期課程薬科学専攻において修得した単位とすることができるものとする。
- 18 第1項、第3項、第5項、第7項、第9項から第11項、第13項、第15項及び第16項の規定にかかわらず、大学院学則第16条第2項第2号から第7号までに該当する者が教育部に入学した場合の授業科目の履修については、教育部長が富山大学大学院医学薬学教育部教授会の当該部会の意見を聴いて、必要と認めた場合には、所定の単位の授業科目を修得しなければならない。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第6条 教育部長が、教育上有益と認めるときは、当該部会の意見を聴いて、学生が他の大学の大学院(外国を含む。)の授業科目を履修することを認めることができるものとする。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得については、当該部会において審査の上、10単位を超えない範囲で教育部において修得した授業科目の単位とみなすことができる。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第7条 教育部長が、教育上有益と認めるときは、当該部会の意見を聴いて、学生が他の大学の大学院又は研究所等(外国を含む。)において必要な研究指導を受けることを、富山大学学生交流規則第14条に規定する期間内に限り認めることができるものとする。

- 2 前項に定めるほか、教育部長が教育上有益と認めるときは、当該部会の意見を聴いて、学生が富山大学における連携大学院教育の実施に関する規則第2条第1項に基づく連携大学院教育により研究指導を受けることを認めることができるものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定により受けた研究指導は、当該部会において審査の上、教育部において受けた研究指導とみなすことができるものとする。

(履修計画)

第8条 学生は、毎学年の始めの所定の期日までに、履修する授業科目の履修計画書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 授業科目を担当する教員は、学期末又は学年末において、筆記若しくは口頭の試験又は研究報告等により、授業科目の単位を認定するものとする。

- 2 授業科目を担当する教員が必要と認めたときは、教育部長が当該部会の意見を聴いて、臨時

に試験を行うことができるものとする。

(成績の評価)

第10条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

2 成績の評語は、100点を満点とし、次のとおりとする。

秀 90点以上

優 80点以上90点未満

良 70点以上80点未満

可 60点以上70点未満

不可 60点未満

(単位修得の証明)

第11条 学長は、授業科目の単位を修得した学生の願い出に基づき、単位修得証明書を交付するものとする。

(学位論文の提出)

第12条 学位論文は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに提出しなければならない。

2 学位論文の提出にあたり必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査及び試験)

第13条 学位論文の審査及び試験は、教育部長が当該部会の意見を聴いて選出する教員3人以上の審査委員によって行うものとする。

2 試験は、学位論文を中心とした関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

3 教育部長は、第1項に規定する審査委員の報告に基づき、論文審査及び試験の合否を当該部会に諮るものとする。

(再入学、転入学及び転専攻の場合の取扱い)

第14条 教育部長は、大学院学則第21条の規定により入学した者、又は大学院学則第33条の規定により転専攻を許可された者が既に修得した授業科目、単位及び在学年数の取扱いについては、当該部会の意見を聴いて決定するものとする。

(課程の修了要件)

第15条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、この課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第25条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該履修期間を在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前2項の場合において、教育部において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

4 博士課程生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻及び薬学専攻の修了要件

は、この課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

5 博士後期課程看護学専攻及び薬科学専攻の修了要件は、この課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の

審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、大学院学則第25条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程の修了要件は、当該履修期間を在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。

(外国の大学との国際共同教育プログラムに基づく履修等)

第16条 教育部長が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協定に基づき、博士課程及び博士後期課程の学生に対し、当該外国の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

- 2 前項において、外国の大学院との国際共同教育プログラムによる共同の研究指導を受ける学生の授業科目、単位数、指導教員、履修方法、研究指導方法、単位の認定、成績の評価、学位論文審査、修了要件等については、当該部会の意見を聴いて別に定めるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、当該部会の意見を聴いて学長又は教育部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、第4条第4項にあっては、平成18年4月1日以降に入学した学生から適用する。

- 2 平成21年3月31日以前に修士課程看護学専攻に入学した学生にあっては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成22年3月31日以前に修士課程薬科学専攻及び修士課程臨床薬学専攻に入学した学生にあっては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年6月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

- 2 平成23年3月31日以前に修士課程看護学専攻、博士課程生命・臨床医学専攻及び博士課程生命薬科学専攻に入学した学生にあっては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成24年3月31日以前に修士課程医科学専攻、修士課程看護学専攻及び博士課程生命薬科学専攻に入学した学生にあっては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士課程に入学した学生にあつては、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に修士課程看護学専攻に入学した学生にあつては、第 2 条及び第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 18 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に修士課程看護学専攻に入学した学生にあつては、第 2 条及び第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 23 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に修士課程看護学専攻、博士課程生命・臨床医学専攻及び博士課程東西統合医学専攻に入学した学生にあつては、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に修士課程医科学専攻、博士前期課程看護学専攻及び博士前期課程薬科学専攻に入学した学生にあつては、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 9 条の規定は、平成 28 年度に第 1 年次に入学した学生から適用し、平成 27 年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に再入学及び転入学する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に博士前期課程看護学専攻に入学した学生にあつては、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に修士課程医科学専攻、博士前期課程看護学専攻、博士課程生命・臨床医学専攻、博士課程東西統合医学専攻及び博士課程薬学専攻に入学した学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に博士前期課程薬科学専攻、博士課程生命・臨床医学専攻に入学した学生にあつては、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に博士前期課程看護学専攻，博士課程生命・臨床医学専攻及び博士課程東西統合医学専攻に入学した学生にあつては，第3条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和2年10月28日から施行し，令和2年10月1日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

富山大学大学院医学薬学教育部における教員組織

専攻	分野	
修士課程医学領域 医科学専攻	解剖学 生化学 病理学 微生物学 疫学・健康政策学 法医学 内科学 皮膚科学 神経精神医学 放射線腫瘍学 脳神経外科学 産科婦人科学 耳鼻咽喉科学 麻酔科学 臨床検査医学 脳神経内科学 臨床腫瘍学 形成再建外科学・美容外科学 行動生理学	生理学 システム機能形態学 免疫学 薬理学 公衆衛生学 分子神経科学 感染症学 小児科学 放射線医学 外科学 整形外科学 眼科学 泌尿器科学 総合口腔科学 和漢診療学 救急・災害医学・医療安全学 臨床リスクマネジメント学 バイオ統計学・臨床疫学
博士前期課程医学領域 看護学専攻	基礎看護学 母子看護学 精神看護学	成人看護学 老年看護学 地域看護学
博士後期課程 看護学専攻	基礎看護科学 地域ケアシステム看護科学	臨床・生体機能看護科学
博士前期課程薬学領域 博士後期課程 薬科学専攻  博士課程 薬学専攻	薬剤学 生体認識化学 薬化学 分子神経生物学 分子細胞機能学 分子合成化学 構造生物学 医療薬学 医薬品安全性学 臨床薬剤学 生物学 資源科学 神経機能学 複雑系解析	応用薬理学 がん細胞生物学 薬品製造学 遺伝情報制御学 薬用生物資源学 生体界面化学 薬物生理学 病態制御薬理学 薬物治療学 製剤設計学 ゲノム機能解析 天然物創薬学 生体防御学 漢方診断学
博士課程 生命・臨床医学専攻	病理診断学 微生物学 公衆衛生学 代謝・免疫・呼吸器病学 消化器内科学 小児発達医学	分子免疫学 疫学・健康政策学 法医学 循環器・腎臓内科学 感染症学 放射線診断治療学

	放射線腫瘍学 消化器・腫瘍・総合外科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 麻酔・周術期管理学 臨床分子病態検査学 血液内科学 臨床腫瘍学 形成再建外科学・美容外科学	循環・呼吸器・総合外科学 整形外科・運動器病学 腎泌尿器科学 総合口腔科学 危機管理医学・医療安全学 脳神経内科学 臨床リスクマネジメント学
博士課程 東西統合医学専攻	分子医科薬理学 産科婦人科学 和漢診療学	皮膚科学 眼科学 バイオ統計学・臨床疫学

別表第2（第3条関係）

大学院医学薬学教育部修士課程（医科学専攻）の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講 義	演 習	実験実習		
基礎臨床医科学概論	2			必修	<b>必要単位(①+②)：30単位以上</b> ①必修科目：23単位 ②選択科目：7単位以上
生物医学倫理学	1			必修	
解剖生理病態学	2			必修	
社会医学	2			必修	
生体防御医学	2			選択	
分子ゲノム医科学	2			選択	
臨床行動科学	2			選択	
病態薬理学	2			選択	
病態検査医学概論	2			選択	
感覚・運動・脳病態学	2			選択	
東洋医学概論	2			選択	
高度先進医療実践学	2			選択	
臨床統計学の基礎	1			選択	
臨床研究の計画法	1			選択	
救急蘇生学特論	2			選択	
災害危機管理学特論	2			選択	
医科学演習		6		必修	
医科学特別研究			10	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	2			自由	日本語・日本文化は、留学生に限る。
合 計	32	6	10		

別表第3(第3条関係)

大学院医学薬学教育部博士前期課程(看護学専攻)の授業科目及び単位数

区分 (分野)	授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
		講義	演習	実験 実習		
共 通 科 目	看護研究*	2			選択	<b>研究者コース</b> 必要単位(①+②)：30単位以上 ①(a+b)の授業科目：16単位以上 [ a. 共通科目 b. 【所属する分野以外の次の授業科目】 看護学特論Ⅰ 看護学特論Ⅱ 看護学特論Ⅲ ] ②所属する分野の授業科目：14単位以上 [ 看護学特論Ⅰ 看護学特論Ⅱ 看護学特論Ⅲ ] } 2単位以上 看護学演習：4単位 看護学特別研究：8単位
	看護倫理*	2			選択	
	コンサルテーション論*	2			選択	
	看護管理論*	2			選択	
	看護教育論*	2			選択	
	看護理論*	2			選択	
	看護政策論*	2			選択	
	臨床統計学の基礎	1			選択	
	臨床研究の計画法	1			選択	
	心身健康科学	1			選択	
	フィジカルアセスメント◎	2			選択	
	病態生理学◎	2			選択	
	臨床薬理学◎	2			選択	
	救急看護演習		1		選択	
健康生活統計的手法の基礎	1			選択		
計	24	1				
が ん 看 護 学	がん看護学特論Ⅰ(病態生理)	2			選択	<b>がん看護学分野がん看護CNSコース</b> 必要単位(①+②+③)：46単位以上 ①共通科目：14単位以上 *の科目から8単位以上 ◎の科目6単位 ②成人看護学分野：2単位必須 成人看護学特論Ⅰ ③がん看護学分野：30単位必須 a：がん看護学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 6単位 b：がん看護学実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 6単位 c：がん看護学実習Ⅰ・Ⅱ 10単位 d：がん看護学実践特別研究 8単位
	がん看護学特論Ⅱ(援助論)	2			選択	
	がん看護学特論Ⅲ	2			選択	
	(がんリハビリテーション看護論)					
	がん看護実践演習Ⅰ(診断～手術 後までの患者のリハビリテーション)		2		選択	
	がん看護実践演習Ⅱ(薬物療法・ 放射線療法をうける患者のリハビリテ ーション)		2		選択	
	がん看護実践演習Ⅲ(緩和ケア・在宅 療養中の患者のリハビリテーション)		2		選択	
	がん看護学実習Ⅰ			6	選択	
がん看護学実習Ⅱ			4	選択		
がん看護学実践特別研究			8	必修		
計	6	6	18			
基 礎 看 護 学	基礎看護学特論Ⅰ	2			選択	
	基礎看護学特論Ⅱ	2			選択	
	基礎看護学演習		4		必修	
	基礎看護学特別研究			8	必修	
計	4	4	8			
成 人 看 護 学	成人看護学特論Ⅰ	2			選択	
	成人看護学特論Ⅱ	2			選択	
	成人看護学演習		4		必修	
	成人看護学特別研究			8	必修	
計	4	4	8			
母 子 看 護 学	母性看護学特論Ⅰ	2			選択	<b>母子看護学分野母性看護CNSコース</b> 必要単位(①+②)：46単位以上 ① 共通科目：14単位以上 *の科目から8単位以上 ◎の科目6単位 ② 母子看護学分野：32単位必須 a：母性看護学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 6単位 b：周産期看護実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 8単位 c：周産期看護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 10単位 d：母子看護学特別研究 8単位
	母性看護学特論Ⅱ	2			選択	
	母性看護学特論Ⅲ	2			選択	
	小児看護学特論Ⅰ	2			選択	
	小児看護学特論Ⅱ	2			選択	
	母子看護学演習		4		必修	
	周産期看護実践演習Ⅰ		2		選択	
	周産期看護実践演習Ⅱ		2		選択	
	周産期看護実践演習Ⅲ		2		選択	
	周産期看護実践演習Ⅳ		2		選択	
	周産期看護実習Ⅰ			4	選択	
	周産期看護実習Ⅱ			4	選択	
	周産期看護実習Ⅲ			2	選択	
母子看護学特別研究			8	必修		
計	10	12	18			
老 年 看 護 学	老年看護学特論Ⅰ	2			選択	
	老年看護学特論Ⅱ	2			選択	
	老年看護学演習		4		必修	
	老年看護学特別研究			8	必修	
計	4	4	8			
精 神 看 護 学	精神看護学特論Ⅰ	2			選択	
	精神看護学特論Ⅱ	2			選択	
	精神看護学演習		4		必修	
	精神看護学特別研究			8	必修	
計	4	4	8			

地域看護学	地域看護学特論Ⅰ	2			選択必修
	地域看護学特論Ⅱ	2			
	地域看護学特論Ⅲ	2			
	地域看護学演習		4	8	
	地域看護学特別研究				
	計	6	4	8	
合計		62	39	76	

別表第4（第3条関係）

大学院医学薬学教育部博士前期課程（薬科学専攻）の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開設単位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
分子化学特論	2			選択	<b>必要単位(①+②+③)：30単位以上</b> ①講義科目：10単位以上 ②薬学演習：6単位 ③薬科学特別研究：14単位
分子設計学特論	2			選択	
物性構造科学特論	2			選択	
薬理学特論	2			選択	
分子生理学特論	1			選択	
薬物動態学特論	2			選択	
遺伝情報制御学特論	1			選択	
遺伝子応用分析学特論	1			選択	
分子疾患制御学特論	2			選択	
細胞情報学特論	1			選択	
生物分析学特論	1			選択	
応用天然物化学特論	2			選択	
和漢医薬学特論	2			選択	
創剤学特論	1			選択	
臨床統計学の基礎	1			選択	
臨床研究の計画法	1			選択	
プロフェッショナル特論	2			選択	
薬学演習		6		必修	
薬科学特別研究			14	必修	
日本語・日本事情	2			自由	日本語・日本事情は、留学生に限る。
計	28	6	14		

別表第5 (第3条関係)

## 大学院医学薬学教育部博士課程(生命・臨床医学専攻)の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
再生医学特論	2			選択	<b>必要単位(①+②)：30単位以上</b> ① 必修科目：22単位 ② 選択科目(a+b+c)：8単位以上 a 所属の専攻の授業科目：4単位以上 b 所属する専攻以外の専攻の授業科目： 2単位以上 c 生命融合科学教育部， 理工学教育部の授業科目：2単位以上
循環器病学特論	2			選択	
運動機能制御学特論	2			選択	
平衡神経学特論	2			選択	
口腔腫瘍治療学特論	2			選択	
疼痛管理学特論	2			選択	
循環器外科特論	2			選択	
脳科学特論	2			選択	
消化器病学特論	2			選択	
肝臓病学特論	2			選択	
泌尿器・性器内分泌学特論	2			選択	
臨床分子病態学特論	2			選択	
腫瘍病理学特論	2			選択	
診断病理学特論	2			選択	
分子放射線腫瘍学特論	2			選択	
放射線画像診断特論	2			選択	
消化器腫瘍治療学特論	2			選択	
感染予防医学特論	2			選択	
微生物学特論Ⅰ	2			選択	
微生物学特論Ⅱ	2			選択	
社会疫学特論	2			選択	
環境医学特論	2			選択	
法医学特論	2			選択	
生活習慣病特論	2			選択	
臨床アレルギー学特論	2			選択	
心臓生理特論	2			選択	
感覚運動機能病態学特論	2			選択	
聴覚言語音声学特論	2			選択	
医用外科工学特論	2			選択	
麻酔薬作用機序仮説特論	2			選択	
発生工学特論	2			選択	
尿路性器腫瘍学特論	2			選択	
化学物質特論Ⅰ	2			選択	
化学物質特論Ⅱ	2			選択	
放射線医科学特論	2			選択	
腫瘍病因学特論	2			選択	
分子心臓病態学特論	2			選択	
ヒト免疫不全ウイルス感染症特論	2			選択	
理論疫学特論	2			選択	
脂質栄養学特論	2			選択	
法医遺伝子診断学特論	2			選択	
自己免疫学特論	2			選択	
実験動物学特論	2			選択	
救急・災害医学特論	2			選択	
蘇生医学特論	2			選択	
臨床分子腫瘍学	2			選択	
免疫分子機能学特論	2			選択	
免疫細胞機能学特論	2			選択	
血液内科学特論	2			選択	
医学特論	4			必修	
生命・臨床医学演習		4		必修	
生命・臨床医学特別研究			1 4	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	4			自由	※日本語・日本文化は、留学生に限る。
計	107	4	1 4		

別表第6 (第3条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程 (生命・臨床医学専攻・東西統合医学専攻) 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材 (がんプロフェッショナル)」養成プラン (北信がんプロ) 高齢がん患者対策専門コースの授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	コース修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験 実習		
高 齢 が ん 患 者 対 策 専 門 コ ー ス	腫瘍薬物学特論	1			<b>◎コース修了必要単位 (①+②) : 34 単位以上</b>  ① 必修科目 (a+b+c+d) : 26 単位 a 北信がんプロ科目 4 単位 注1 b 医学特論 4 単位 注2 c 医学演習* 4 単位 注3 d 特別研究* 14 単位 注4  ② 選択科目 (e+f) : 8 単位以上 e 北信がんプロ科目 f 生命・臨床医学専攻科目 (別表第5) または東西統合医学専攻科目 (別表第8) に掲げる授業科目から、がんに関わる科目  注1 ※左記の必修講義科目 4 単位 (4 科目) 注2 ※自専攻の「医学特論 (4 単位)」の修得により単位認定する。 注3 及び注4 ※自専攻の「医学演習 (4 単位)」及び「特別研究 (14 単位)」の修得により単位認定する。  注5 b, c, dの単位は、博士課程修了に必要な単位 (30 単位以上) に含めることができる。
	腫瘍放射線医学特論	1			
	がん緩和医療学特論	1			
	腫瘍病理学特論	1			
	臨床腫瘍学特論	1			
	がん外科学特論	1			
	分子腫瘍学特論	1			
	分子生物学入門	1			
	臨床統計学特論	1			
	がんゲノム学特論	1			
	小児・AYA世代・希少がん特論	1			
	在宅緩和ケア特論	1			
	老年医療学特論	1			
	がんライフステージ演習		1		
	北信オンコロジーセミナー		1		
	医学特論	4			
生命・臨床医学演習*		4			
東西統合医学演習*		4			
生命臨床医学特別研究*			1 4		
東西統合医学特別研究*			1 4		
研究倫理・研究方法論	1				
計	1 8	1 0	2 8		

別表第7 (第3条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程 (生命・臨床医学専攻)  
 認知症チーム医療リーダー養成コースの授業科目及び単位数

授 業 科 目		開 設 単 位			必修 選択 の別	コース修了に要する修得単位数等
		講義	演習	実験 実習		
認知 症チ ーム 医 療 リ ー ダ ー 養 成 コ ー ス	認知症基礎	1			選択	◎コース修了必要単位 (①+②) : 30 単位以上  ①必修科目 : 22 単位  ②選択科目 : 8 単位以上
	認知症症候学	1			選択	
	認知症検査・診断学	1			選択	
	認知症治療・予防学	1			選択	
	認知症ケア・リハビリ・地域支援・倫理	1			選択	
	認知症各論Ⅰ	1			選択	
	認知症各論Ⅱ	1			選択	
	認知症特論	2			選択	
	認知症診断・治療学演習Ⅰ		1		選択	
	認知症診断・治療学演習Ⅱ		1		選択	
	認知症診断・治療学演習Ⅲ		1		選択	
	認知症診断・治療学演習Ⅳ		1		選択	
	地域認知症疫学・予防・ケア実習			3	選択	
	認知症・神経難病の臨床病理実習			3	選択	
	医学特論	4			必修	
生命・臨床医学演習		4		必修		
生命・臨床医学特別研究			14	必修		
研究倫理・研究方法論	1			自由		
計		14	8	20		

## 別表第8 (第3条関係)

## 大学院医学薬学教育部博士課程 (東西統合医学専攻) の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
先端薬理学特論	2			選択	<b>必要単位(①+②)：30単位以上</b> ①必修科目：22単位 ②選択科目(a+b+c)：8単位以上 a 所属の専攻の授業科目：4単位以上 b 所属する専攻以外の専攻の授業科目： 2単位以上 c 生命融合科学教育部， 理工学教育部の授業科目：2単位以上
和漢薬の作用機構特論	2			選択	
視覚生理病態特論	2			選択	
皮膚アレルギー学概論	2			選択	
生殖免疫学特論	2			選択	
胎児・周産期医学特論	2			選択	
呼吸・循環調節機能特論	2			選択	
和漢治療学特論	2			選択	
臨床統計学の基礎	1			選択	
臨床研究の計画法	1			選択	
医学特論	4			必修	
東西統合医学演習		4		必修	
東西統合医学特別研究			1 4	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	4			自由	※日本語・日本文化は、留学生に限る。
計	2 7	4	1 4		

## 別表第9 (第3条関係)

## 大学院医学薬学教育部博士後期課程 (看護学専攻) の授業科目及び単位数

科目 区分	授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
		講 義	演 習	実験実習		
共通 科目	看護学理論	2			必修 必修	<b>必要単位(①+②)：22単位以上</b> ①必修科目：16単位 ②選択科目(a+b)：6単位以上 a 特論：2単位以上 b 演習：4単位
	看護学研究方法論	2				
	計	4				
基礎 看護 科学	基礎看護科学特論	2			選択 選択	
	基礎看護科学演習		4			
	計	2	4			
臨床 ・生 体機 能看 護科 学	臨床・生体機能看護科学特論	2			選択 選択	
	臨床・生体機能看護科学演習		4			
	計	2	4			
地域 ケア システム 看護科 学	地域ケアシステム看護科学特論	2			選択 選択	
	地域ケアシステム看護科学演習		4			
	計	2	4			
必修 科目	看護特別研究			1 2	必修	
合 計		1 0	1 2	1 2		

## 別表第 10 (第 3 条関係)

## 大学院医学薬学教育部博士課程 (薬学専攻) の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講 義	演 習	実験実習		
薬物治療学特論○	2			選択	<b>必要単位(①+②) : 30 単位以上</b> ① 必修科目 : 22 単位 ② 選択科目 : 8 単位以上 ・○の授業科目 : 4 単位以上 ・a+b : 4 単位以上 a 博士前期課程の選択科目(注1) b *の北信がんプロ科目(注2)
医療分子科学特論○	2			選択	
臨床東西医薬学特論○	2			選択	
臨床薬学特論○	2			選択	
医薬品製剤開発学実習○			1	選択	
医薬品薬効動態学実習○			1	選択	
国際医薬学特論○	2			選択	
特別実習(インターンシップ)○			4	選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅰ*	1			選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅱ*	1			選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅲ*	1			選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅳ*	1			選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅴ*	1			選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅵ*	1			選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅶ*	1			選択	
高度薬物がん治療学特論Ⅷ*	1			選択	
薬学演習		6		必修	
薬学特別研究			16	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	4			自由	日本語・日本文化は、留学生に限る。
合 計	23	6	22		

(注1) 別表第 4 (第 3 条関係) 大学院医学薬学教育部博士前期課程(薬科学専攻)の授業科目及び単位数

(注2) 北信がんプロ授業科目(全国 e-クラウド e-learning 科目)

別表第 11 (第 3 条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程 (薬学専攻) 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材 (がんプロフェッショナル)」養成プラン (北信がんプロ) 高齢化した地域医療を個別化医療で支えることができる高度薬剤師養成コースの授業科目及び単位数

授 業 科 目		開 設 単 位			必修 選択 の別	コース修了に要する修得単位数等
		講義	演習	実験 実習		
高 度 薬 剤 師 養 成 コ ー ス	分子腫瘍学特論	1			必修	◎コース修了単位 (①+②+③) : 36 単位以上  ① 必修科目 : 5 単位 (6 科目) ② 選択科目 : 1 単位以上 ③ 別表第 9 (第 2 条関係) における修了に要する必要単位 : 30 単位以上
	臨床統計学特論	1			必修	
	臨床栄養学特論	1			必修	
	腫瘍薬物学特論	1			選択	
	がん緩和医療学特論	1			選択	
	腫瘍放射線医学特論	1			選択	
	腫瘍病理学特論	1			選択	
	臨床腫瘍学特論	1			選択	
	分子生物学入門	1			選択	
	臨床疫学	2			選択	
	最先端医療	2			選択	
	AYA世代診療	2			選択	
	腫瘍学	2			選択	
	がんゲノム学特論	1			選択	
	在宅緩和ケア特論	1			選択	
	老年医療学特論	1			選択	
	がん治療におけるゲノム医療演習		1		必修	
	地域包括医療でのがん治療演習		0.5		必修	
	がんライフステージ演習		0.5		必修	
合 計		20	2			

別表第 12 (第 3 条関係)

大学院医学薬学教育部博士後期課程 (薬科学専攻) の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講 義	演 習	実験実習		
分子生物薬科学特論	2			選択	<b>必要単位(①+②)：20単位以上</b> ①必修科目：18単位 ②選択科目：2単位以上
分子薬科学特論	2			選択	
先端東西医薬学特論	2			選択	
医薬品製剤開発学実習			1	選択	
医薬品薬効動態学実習			1	選択	
国際医薬学特論	2			選択	
特別実習(インターンシップ)			4	選択	
薬科学演習		4		必修	
薬科学特別研究			14	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	4			自由	日本語・日本文化は、留学生に限る。
合 計	13	4	20		